独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	ビーウィズ株式会社		コード	9216
提出日	2022/3/2	異動（予定）日	2022/3/2	
独立役員届出書の提出理由	当社の社外役員を新たに独立役員に指定するため			
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	長島 徹	社外取締役	○													○	指定	有
2	山添 茂	社外取締役	○													○	指定	有
3	冨松 宏之	社外取締役	○													○	指定	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		長島氏は、経営者としての豊富な経験があり、他事業会社における取締役の経験と幅広い見識、上場企業経営者としての財務・会計に関する知見を当社の経営の監督に活かしつつ、独立した立場より取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の基準、及び４．補足説明に記載する当社の社外役員の独立性判断基準をそれぞれ満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれがないと考え、独立役員に指定しております。
2		山添氏は、経営者としての豊富な経験があり、他事業会社における取締役、監査役の経験と幅広い見識、上場企業経営者として投融資を始めとする財務・会計に関する知見を有しており、その経験と見識を当社の経営の監督に活かしつつ、独立した立場より取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の基準、及び４．補足説明に記載する当社の社外役員の独立性判断基準をそれぞれ満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれがないと考え、独立役員に指定しております。
3		冨松氏は、弁護士及び弁理士としての豊富な経験があり、法律に関する高い専門知識や知見、金融分野を得意とする法律事務所におけるファイナンス分野に関する経験を当社の経営の監督に活かしつつ、独立した立場より取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の基準、及び４．補足説明に記載する当社の社外役員の独立性判断基準をそれぞれ満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれがないと考え、独立役員に指定しております。

４．補足説明

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立役員としております。
＜当社における社外役員の独立性判断基準＞
（１）当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
（２）当社の主要な取引先またはその業務執行者
（３）当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
（４）過去3事業年度において、上記（１）、（２）または（３）に掲げる者に該当していた者
（５）就任の前10年以内のいずれかの時において次のａからｃまでのいずれかに該当していた者
　ａ．当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
　ｂ．当社の親会社の監査役（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）
　ｃ．当社の兄弟会社の業務執行者
（６）次のａからｆまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
　ａ．上記（１）から（５）までに掲げる者
　ｂ．当社の子会社の業務執行者
　ｃ．当社の子会社の業務執行者でない取締役
　ｄ．当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
　ｅ．当社の兄弟会社の業務執行者
　ｆ．過去3事業年度において、前ｂ、ｃまたは当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。